

「第4回咲明日高校マルシェ」実施要項

○目的

本要項は「第4回咲明日高校マルシェ」の実施に際しての基本的な事項を定めるものとする。

○坂下高校の教育活動における「第4回咲明日高校マルシェ」の位置づけ

咲明日高校マルシェ（以下、マルシェと表記する）は、探究的学習の地域連携活動の場、活動成果発表の場として活用し、探究学習の深化や、キャリア教育の場として活用することを目的としている。そのため、本校生徒が企画運営や地域住民、地域団体と積極的に関わり、また地域住民や地域団体が教育活動として、本校生徒と協働的に関わっていただくことに理解を得たい。

○マルシェ概要

1. 運営主体

マルシェの運営については、「咲明日高校マルシェ実行委員会」（以下、「実行委員会」）が所掌する。

2. 会場

坂下高校体育館2階アリーナを主会場とし、坂下高校体育館1階武道場を主に親子や幼児～小学生までをターゲットとする副会場、体育館外周の一部を露店や移動販売車（キッチンカー、サロンカー等）用の区画、フィットネスルームを展示及び飲食エリアと設定する。ただし、実行委員会の判断により坂下高校敷地内を適宜利用するものとする。また、感染症の状況、天候等、学校の事情等により変更される場合がある。

3. 開催日時

令和7年11月1日（土）10時00分から14時00分とする。

ただし、感染症の状況や、天候等、学校の事情等により、開催の是非や日・時間等は変更される場合がある。なお、開催の是非や日時変更等により生じた出展者の損害は補償しない。

4. 販売物等の出展基準

基本的なルールについては下表のとおりとするものとし、販売等に許可が必要な場合は出展責任者の責任のもと許可を得るものとする。

対象	基準	備考
調理提供品	フタつき容器、個包装等、持ち運び可能な状態で提供できる飲食物で、各種法令に抵触しないもの。会場での調理・加工・盛り付けを行うもの。	屋内会場での火気の使用は禁止
物販	個人又は団体が製造・販売する商品等であって、各種法令に抵触しないもの。	
ワークショップ・サービス提供	各種法令に抵触しないもの。実施に必要な材料費・指導料等の徴収は許可する。	
イベント・パフォーマンス	主にアリーナステージで行う。 ダンス、太鼓、歌や楽器演奏など、ジャンルは問わない。	開催場所等は随時相談 (武道場、受付横等)

展示	地域にゆかりのある作品や児童生徒の作品の展示。	180cm×90cmのボードを貸出可能
(移動販売車)	各種法令に抵触しないもの。 調理提供時の火気の使用を認める。	

○出展について

1. 出展の募集

- ① 咲明日高校マルシェ実行委員会は出展者に対し、本マルシェに関わる金銭の供与を求めない。
- ② 出展の決定は、出展希望者が実行委員会に提出する別紙1「咲明日高校マルシェ」企画書の選考により決定する。希望多数の場合は実行委員会で企画内容の精査により選考を行う。なお、選考基準は公表しない。
- ③ 出展についての選考結果は、9月上旬頃に応募者に郵送で通知する。
- ④ 出展場所は、出展状況を受けて実行委員会が指定する。
- ⑤ 出展を募集する区画数と大きさ、ステージイベントの募集数は原則下表のとおりである。

会場	区画サイズ・時間	数
体育館2階アリーナ	2.0m×2.0m	26区画程度
体育館2階アリーナ	3.0m×3.0m	18区画程度
体育館2階アリーナ	6.0m×3.0m	3区画程度
アリーナステージ	準備・片付け含め30分	4企画
体育館1階武道場	ワークショップスペース 6.0m×4.0m	2区画程度
移動販売車 露店	普通乗用車サイズ 2.0m×2.0m~3.0m×3.0m	10区画程度

2. 出展応募の手続きと流れ

【応募期日】令和7年7月25日（金）

【応募方法】原則googleフォームとするが、郵送、電子メール、FAX、坂下高校事務窓口への提出も認める

【提出先】〒509-9232 岐阜県中津川市坂下624-1 咲明日高校マルシェ実行委員会 宛

FAX 0573-75-4011

Email p65071@gifu-net.ed.jp

【問い合わせ先】岐阜県立坂下高等学校 Tel 0573-75-2163

企画 岡本、渉外担当 白木



応募フォーム

- ① 実行委員会は、坂下高校ホームページに出展応募のgoogleフォームを公開するほか、ホームページに応募様式を掲載する。また、事務室に書面で応募様式を用意する。
- ② 出展を希望する者は実行委員会が定める期日までに、上記QRコードからのgoogleフォームでの応募、もしくは応募様式「咲明日高校マルシェ」企画書の提出をもって応募申請を行う。
- ③ 実行委員会は、9月上旬頃に選考の結果を郵送で応募者に通知する。
- ④ 実行委員会は、10月上旬頃に出展者向けの事前説明会を実施する。

3. 出展資格（出展申込）の取り消し

出展者が以下の行為を行った場合は、実行委員会は、出展資格を取り消し、登録解除することができる。また出展申込者以外の出展者が出展することは認めない。

- ① 坂下高校の信用を毀損する行為があった場合
- ② 坂下高校に対して直接、間接に被害をおよぼすような行為があった場合
- ③ 咲明日高校マルシェの運営をみだす行為があった場合
- ④ その他本要項を逸脱し、指導しても改善されない場合

4. 搬入・搬出

実行委員会から指定された時間に搬入を完了し、販売準備を完了すること。ただし、車両による搬入は普通自動車限定で、荷物降荷後は速やかに搬入車両を実行委員会の指定する駐車スペースに移動させること。

搬入日程は、当日の8時15分から9時30分、前日の13時30分～17時30分とする。なお、展示の搬入については実行委員会へ事前相談により、前週からの搬入を認める。

搬出は、開催時間内での実施を認める。ただし、会場への車寄せや搬出時に来場者の動きを妨げると実行委員会が判断する場合は、開催時間内での搬出を認めない。

5. 出展行為

出展区画における販売行為はすべて「第4回咲明日高校マルシェ」名義のもとに行い、常に「岐阜県立坂下高等学校」への信用保持に留意すること。ワークショップ・実演などを行う場合も同様とする。いずれの場合も、行列ができるなど他の出展者の迷惑にならないよう行うこと。

販売価格は、出展者が決定し表示すること。ただし、実行委員会から価格帯を考慮し、具体的な金額設定について要請することがある。

6. 出展における什器・備品・電源利用

- ① 什器、備品類は出展者において全て準備すること。ただし、希望者には坂下高等学校が所持する什器、備品類を貸出する。なお昨年度同様、会議用長机の貸し出しは実施しない。
- ② 会場は屋内であるため、什器、備品類の使用時は、アリーナの毀損、汚損を予防する措置を講ずること。
- ③ 会場の電源利用は、googleフォームまたは応募別紙「咲明日高校マルシェ」企画書によって申請する。希望多数の場合は実行委員会で企画内容の精査により選考を行う。
- ④ 発動発電機の持込使用は原則許可しない。なお、ポータブル電源の持込使用は許可する。

7. 販売品の管理、トラブル処理など

- ① 実行委員会は開催時間中、会場の保守・管理にあたるが、天災や不可抗力の原因等により生じた販売品、展示品、備品等への損害・滅失・盗難に関して責任を負わない。また商品の管理は出展者が行うものとし、売れ残り商品、ゴミ類は持ち帰るものとする。特に飲食物を提供する場合は衛生管理を厳正に行い、保健所への届出又は露店営業の許可については、出展者の負担により行うものとする。
- ② 販売した商品に関して、万が一不良な状態が生じた場合、また、飲食物で事故が発生した場合は、その責任は全て出展者に存するものとする。事故等発生時には直ちに会場内運営本部へその経緯と原因、対応を報告すること。

8. 出展内容、販売品目の内容

- ① 当日出展する内容、販売される商品及び数量は、事前に事務局へ報告した販売商品一覧に準

じて行うこと。なお、やむを得ない事情により変更する場合は、速やかに実行委員会に相談するものとする。

② 申請されていない商品を販売された場合は、内容によって販売中止を指示するものとする。

9. 出展のキャンセル

出展をキャンセルする場合は、速やかに実行委員会まで連絡すること。広報物作成後の出展キャンセルが発生しても、広報物の訂正は原則行わない。

10. 権利義務の譲渡委託

出展者は、実行委員会の承認なしに、販売場所で発生する権利義務の一切を他に譲渡・委託することはできない。

11. マルシェ終了後の対応

マルシェ終了後、出展者は、直ちに売り場に持ち込んだ備品・什器・商品など全てを撤収し、区画周辺の清掃を行うものとし、万が一、残っている場合は、実行委員会で処分し、その経費を出展者に請求するものとする。

12. その他事項

本要項の記載事項及び記載以外の事項で出展販売における不測の事態が起こった場合、出展者と実行委員会の両者で対応するものとする。また、天候や天災地変、官公署の命令、その他実行委員会が関与し得ない事由により、開催を中止した場合、販売品、販売品の出荷、その準備等にかかった経費は出展者の負担とする。

その他、本要項に記載のない事項は、実行委員会が決定する。

